

名古屋市交通局管理規程第 11 号

名古屋市交通局会計規程（昭和 31 年名古屋市交通局管理規程第 11 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市交通局長 折戸 秀郷

第 38 条の 2 を次のように改める。

第 38 条の 2 削除

第 38 条の 3 を次のように改める。

（出納取扱金融機関に対する検査）

第 38 条の 3 令第 22 条の 4 第 1 項に規定する出納取扱金融機関に対する局の業務に係る公金の収納又は支払の事務及び預金の状況についての定期検査は、毎年 1 回行うものとする。

第 44 条の見出し中「料金等徴収事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条中「局の業務に係る料金等徴収事務の委託を受けた者」を「地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 の規定に基づき、局の業務に係る料金等徴収事務の委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）」に、「料金等徴収事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第 60 条の 2 中「5 日」を「10 日」に改める。

第 70 条の 3 中「第 38 条の 2、第 67 条」を「第 67 条」に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日において現に地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号。以下「改正法」という。）附則第 7 条の規定による改正前の地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規

定により公金の徴収又は収納に関する事務（以下「従前の公金事務」という。）を行わせている者（改正法による改正後の地方公営企業法第33条の2において準用する改正法による改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定による指定を受けた者を除く。）に従前の公金事務を行わせる場合については、この規程による改正後の名古屋市交通局会計規程第44条の規定にかかわらず、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例による。